

入 札 説 明 書（総合評価）

米原市の「令和8年度 第37号 息長小学校長寿命化改良建築工事」に係る入札公告に基づく総合評価制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年5月25日

2 契約担当者 米原市長

3 入札執行者 指定職員

4 工事の概要等

公告に定めるもののほか、以下のとおり。

(1) 電子入札

本工事は、入札を米原市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行う工事である。

(2) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式および低入札価格調査制度を適用する工事である。

(3) 総合評価に係る技術提案の範囲、基本性能および施工条件

ア 技術提案等を求める範囲は以下のとおりとする。

- ① 「着目点に対する技術提案」
- ② 「企業の施工能力」
- ③ 「技術者等の能力」
- ④ 「企業の地域性・社会性」

イ 基本性能および施工条件は、見積りに必要な設計図書等のとおりとする。

(4) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(5) 契約後VE方式の有無

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による工事ではない。

5 入札参加資格に関する事項

入札参加資格者は、次の全ての事項に該当する者とする。

(1) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、米原市から競争入札に参加させないとされている者でないこと。

(3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) (3)のイからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

(5) 登録業種

令和8年度米原市建設工事等入札参加有資格者名簿「建築一式工事」に登録されていること。

(6) 対応許可業種

令和8年度米原市建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、該当する対応許可業種が米原市建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。

(7) 特定建設業の許可

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「建築工事業」の特定建設業の認可を受けていること。

入札参加資格審査資料等提出の際、この要件を満たすことを証するため、有効な建設業許可通知書（更新中の場合は、それを証明するもの）または許可証明・確認書（申請時において発行後3か月以内のもの）の写しを添付するものとする。

(8) 総合評定点（P点）

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が入札参加資格申請日前1年7月以内のもの）を有し、『建築一式工事』に係る総合評定値が県内業者950点以上であること。

入札参加資格審査資料等提出の際、この要件を満たすことを証するため、上記経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写しを添付するものとする。

(9) 施工実績要件

なし。

(10) 配置技術者要件

ア 所定の基準を満たす技術者を専任配置できること。

イ 基準については、米原市公式ウェブサイトに掲載「建設工事における技術者等の配置について」を参照のこと。

ウ 提出書類は、申請時に書面で提出のこと。

(11) 設計業務受託者との関連に関すること

この公告に定めるこの工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。「この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 入札手続

入札については、公告に定めるほか米原市契約規則、米原市建設工事等入札執行要領、米原市建設工事等電子入札実施要領により執行する。

(1) 入札執行回数

3回を限度とする。

(2) 入札方法

公告に定める期間に電子入札システムにより送信すること。紙入札の切り替えについては(5)に詳細を記載する。なお、郵便入札は認めない。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書は入札情報公開システムからダウンロードできるので、入札書と同時に積算内訳書を送信または提出すること。積算内訳書は、発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。また、積算内訳書を送信する場合、積算内訳書はウイルスチェックの後、添付すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。ただし、入札を紙入札により行った場合については、全ての紙入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行う（検算は行わない。）。

確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。

- ア 積算内訳書の送信または提出がない場合
- イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合
- ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合
- エ 積算内訳書に商号または名称の必要事項の記入が無い場合（入札を紙入札により行う場合は押印も必要）
- オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合（紙入札時）
- カ 積算内容が適当でない場合

(4) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ア 米原市契約規則第 15 条の規定に該当する入札
- イ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 米原市建設工事等入札執行要領に違反した入札

(5) 紙入札への切り替え

米原市建設工事等電子入札実施要領第 14 条第 2 項各号のいずれかに該当するため電子入札システムが利用できなくなった者は、速やかに紙入札参加届出書を持参により提出し、発注者の承認を得た場合に限り、紙による入札書の提出を行うことができる。なお、提出日時および提出場所については、公告のとおりとする。

ア 紙入札参加届出書

入札を紙入札により行おうとする場合は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を持参により提出すること。なお、紙入札参加届出書の提出は、入札書の提出と同時でも可とするが、入札書等を封かんする封筒の中には入れてはならない。

イ 紙入札の提出

紙入札参加届出書を提出した者の入札書の提出は、持参により行うこと。この場合において、入札書は「（工事等の名称）入札書在中」と記載した封筒に入札書を封かんし、提出すること。入札書に記載する入札日は、入札書受付期間内の日付を記入すること。受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

(6) 予定価格超過による再入札について

- ア 予定価格超過のために落札決定しない場合には、再入札を行う。
- イ 再入札の場合は、該当者に再入札通知書を通知する。
- ウ 再入札において、最低入札額発表後に当該金額以上の価格で入札した者は失格とする。
- エ 失格または無効となったものは、再入札に参加できない。

7 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価に関する企業の技術力および配置予定技術者等の発注者が定める要件を満たす工事（以下「実績工事」という。）は、平成 23 年 5 月 24 日以降、公告日の前日までに、国、地方公共団体または準ずる機関が発注した建築一式工事で、完成、引渡しが完了した次の工事をいう。

「準ずる機関」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する法人および地方公共団体の公社、事業団、企業庁ならびに教育委員会、公安委員会をいう。

企業の技術力実績工事 : 最終請負額 3 億円以上の建築一式工事

配置予定技術者等の実績工事 : 最終請負額 1 億円以上の建築一式工事

- (2) 企業の実績は、元請または特定建設工事共同企業体の場合は代表者または構成員として完成・引

渡しが完了した工事に限る。

- (3) 配置予定技術者等の実績工事は、申請企業の元請人の主任または監理技術者および現場代理人（以下「監理技術者等」という。）として従事し、完成・引渡しが完了した工事に限る（特定建設工事共同企業体の場合は、構成員（代表者構成員に限らない。）における監理技術者等とする。）。

現場代理人としての実績を申請する場合は、実績工事施工工期の開始日時点において、今回発注工事の工種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが必要。

今回工事の配置予定の現場代理人として申請する場合は、今回発注工事の工種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たしていることが必要。

- (4) 標準点および加算点について

予定価格および失格基準価格の制限の範囲内にある入札者に対して、標準点を 100 点とし、評価に応じて、最大 34.5 点の加算点を与えるものとする。

技術的要件に関する評価項目は、具体的には以下のとおり（詳細は（別紙－１）による。）とする。

ア 技術提案 24 点

- ① 目的物の品質に関する技術提案
- ② 施工上の課題に関する技術提案（１）
- ③ 施工上の課題に関する技術提案（２）
- ④ 施工上の課題に関する技術提案（３）

イ 企業の施工能力 2 点

- ① 企業の実績

ウ 技術者等の能力 2 点

- ① 配置技術者等の実績
- ② 配置技術者等の C P D

エ 企業の地域性・社会性 6.5 点

- ① 防災協定の締結
- ② 市内営業所の有無
- ③ 市内企業の下請活用
- ④ 建設キャリアアップシステムの利用

- (5) 評価点自己申告表に対する評価

落札候補者のみ確認結果を公表する。提出書類によって申告内容が確認できない場合は無効とする。

評価点自己申告表に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (6) 評価内容の担保

受注者の責により自己申告内容が履行できない場合は、工事成績評定を減ずる。

なお、記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は入札参加停止または契約違反として取り扱う場合がある。

- (7) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定に当たっては、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項に定める低入札価格調査制度を適用する。

イ 調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の審査を経て落札者を決定する。その結果を、入札者全員に通知を行う。また、 $\text{評価点} \div \text{入札価格} \times 1 \text{ 億}$ で評価値を求め、調査基準価格を下回る入札がない場合には、予定価格の範囲内で評価値の最も高い入札を行った者を落札者とする。

ウ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

エ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、米原市が行う調査に協力しなければならない。

オ 調査基準価格を下回る入札者が複数となった場合は、複数の調査対象者に対して同時に調査を行う。

8 提出資料に関する事項

(1) 様式

米原市入札情報公開システム内にて掲載

(2) 提出期間、提出先および提出方法

本競争の入札参加希望者は、次に従い、申請書を提出しなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

- ① 提出期間：令和8年5月25日(月)から令和8年6月19日(金)まで。
- ② 提出先：電子入札システム内
- ③ 提出方法：入札参加資格確認申請書を作成し、電子入札システムで提出すること。

イ 入札参加資格審査資料等

- ① 提出期間：令和8年6月22日(月)から令和8年6月23日(火)までの午前9時から午後4時30分まで。
- ② 提出先：
滋賀県米原市米原 1016 番地（本庁舎 4 階）
米原市役所 総務部総務課契約管理室
電話 0749-53-5166
- ③ 提出方法：資料等は、直接提出すること。ただし積算内訳書については、電子入札システムで入札時に添付すること。

郵送または電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

ウ 提出期間後の提出書類の修正は認めないので、記載誤りや漏れのないよう注意すること。

配置予定技術者等氏名・資格免許は必須であるので記入漏れのないよう注意すること。

(3) 資料の作成

資料の作成は、次に従い作成すること。なお、下記のアからエの評価項目について自己評価の上、評価点自己申告表「様式4」に記載のこと。**総合評価の具体的な内容等は入札説明書（別紙一1）**による。

ア 着目点に対する技術提案

- ① 着目点に対する技術提案（様式3-1・2・3・4、様式3-1・2・3・4 <参考資料>）
 - ・目的物の品質：仮設校舎の教育環境対策について（様式3-1、様式3-1<参考資料>）
 - ・施工上の課題：周辺環境への影響対策について（様式3-2、様式3-2<参考資料>）
 - ・施工上の課題：関係車両および利用者の通行対策について(1)（様式3-3、様式3-3<参考資料>）
 - ・施工上の課題：関係車両および利用者の通行対策について(2)（様式3-4、様式3-4<参考資料>）
- なお、提出は「様式3-1・2・3・4」によることとし、必要に応じ「様式3-1・2・3・4<参考資料>」や「カタログ・パンフレット等」を提出することができる。
- なお、様式3-1・2・3・4の枚数は、A4用紙片面1枚以内とする。2枚以上となっている場合は、2枚目以降の記述内容は評価しない。
- また、技術提案（様式3-1・2・3・4）の内容審査時は白黒コピーで使用するので、その旨了知の上で作成のこと。

イ 企業の施工能力

① 企業の実績

当工事で、総合評価の対象とする「実績工事」について、「様式5-1」に記載のこと（入札説明書（別紙一1）による。）。

要件を指定する企業の実績工事について下記の事項が確認できる資料として、契約書等の所定の部分の写しを添付すること。

- ・工事名、工期、発注機関および受注者双方の押印が確認できるもの
- ・発注者が指定する要件を満たしている工事内容が確認できるもの
- ・共同企業体としての工事实績の場合は、代表者または構成員が確認できるもの
- ・工期内に完成し、引渡し完了した工事については、完成および引渡し済みであることが確認できるもの
- ・工事成績評定点通知の写し

ただし、CORINSに上記が確認できる内容が登録された工事については、契約書等の写しの資料の提出は不要であるが、建設業許可番号およびCORINS登録番号を記載し、登録内容を印刷したシートを添付すること。なお、指定する要件がCORINS登録されている工事内容で確認できない場合は、確認できる資料（契約書、数量明細書、図面等）を添付すること。

ウ 技術者等の能力

① 配置予定技術者等の実績（様式6-1）

当工事で、総合評価の対象とする「実績工事」について、「様式6-1」に記載のこと（入札説明書（別紙1）による。）。

要件を指定する配置予定技術者等の実績工事について下記の事項が確認できる資料として、契約書等の所定の部分の写しを添付すること。

- ・工事名、工期、発注機関および受注者双方の押印が確認できるもの
- ・発注者が指定する要件を満たしている工事内容が確認できるもの
- ・監理（主任）技術者または現場代理人として従事したことが確認できるもの
- ・共同企業体としての工事实績の場合は、代表者および構成員が確認できるもの
- ・工期内に完成し、引渡しが完了した工事については、完成および引渡し済みであることが確認できるもの
- ・工事成績評定点通知の写し

ただし、CORINSに上記が確認できる内容が登録された工事については、契約書等の写しの資料の提出は不要であるが、建設業許可番号およびCORINS登録番号を記載し、登録内容を印刷したシートを添付すること。なお、指定する要件がCORINS登録されている工事内容で確認できない場合は、確認できる資料（契約書、数量明細書、図面等）を添付すること。

実績工事に現場代理人として従事した場合は実績工事施工工期の開始日時点における今回の発注工種に適応した監理技術者の資格を有していたことが確認できるものを添付すること。

今回の工事に配置予定の現場代理人（配置予定技術者は別の者）として申請する場合は今回の発注工事に適応した監理技術者または主任技術者の資格を有していることが確認できるものを添付すること。

② 配置予定技術者等のCPD（様式6-2）

配置予定技術者等（主任技術者または監理技術者、現場代理人）による継続教育（CPD）の取り組み状況について、「様式6-2」に記載のこと。なお、次の団体の推奨単位数以上を所得していることを証明するために、各種団体が発行する学習履歴を証明する「証明書」の写しを添付のこと。

・建築CPD運営会議加入団体

なお、技術提案書提出時に技術者が特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった配置予定技術者等毎に①「実績」、②「CPD」の評価点を合計し、その合計が最も低い配置技術者等を評価する。

また、配置予定技術者等の有する資格の資格証等の写しを添付すること。

配置予定技術者等については、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格確認申請日以前に3か月以上の雇用関係）が必要であるので、その関係を明示することができる資料（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

なお、監理技術者を配置予定技術者とする場合には、監理技術者証の写し（表・裏）によって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号または名称と入札参加希望者の商号または名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は「欠格」として扱う。

エ 企業の地域性・社会性

① 防災協定の締結（様式7-1）

米原市や滋賀県との防災協定の締結の有無を、「様式7-1」に記載のこと。なお、公告

日を含む年度において、米原市、滋賀県との防災協定を証明する書類を提出のこと。

② 市内営業所の有無（様式 7-2）

米原市内営業所の有無を、「様式 7-2」に記載のこと。

③ 市内企業の下請活用（様式 4 へ記入のみ）

発注工事における下請け業者に、市内企業を活用することを評価する。提出は「様式 4」に
入力して提出のこと。

④ 建設キャリアアップシステムの利用（様式 4 へ記入のみ）

監理技術者等および現場代理人を除く 3 名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステム
を継続利用する場合に評価する。

（4） 提出書類および製本順序（各 1 部）

この公告で定める要件を確認するため、該当する書類を次の順序にてクリップ等で留めて提出
すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式 1）（電子入札システム内で提出）

イ 入札参加資格審査資料（様式 1 資料）

ウ 特定建設業許可証明書の写し

エ 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し

オ ~~施工実績要件が確認できる書類~~

カ 総合評価に関する確認事項申請書（様式 2）

キ 着目点に対する技術提案（様式 3-1・2・3・4）
（必要に応じて様式 3-1・2・3・4＜参考資料＞）

ク 評価点自己申告表（様式 4）

ケ 企業の実績（様式 5-1）

コ 配置予定技術者等の実績および CPD（様式 6-1）（様式 6-2）

サ 防災協定の締結（様式 7-1）

シ 市内営業所の有無（様式 7-2）

ス 市内企業の下請活用（様式 4 へ記入のみ）

セ 建設キャリアアップシステムの利用（様式 4 へ記入のみ）

（5） その他

ア 申請書および資料の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市は、提出された申請書および資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用し
ない。

ウ 提出された申請書および資料は、返却しない。

エ 申請書の作成説明会および現場説明会は開催しない。

9 契約変更の取扱い

（1） 不可抗力（地震、風水害等）によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と請負者
の協議の上発注者が認めたものについては変更の対象とする。

（2） 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって新たな対策や施工体制の変更
が生じた場合には、発注者と請負者の協議の上発注者が認めたものについては変更の対象とする。

（3） その他「建設工事請負契約約款」による。

10 配置予定監理（または主任）技術者、現場代理人の確認

落札者は、上記 8（3）ウの資料に記載した配置予定技術者等を専任配置すること。

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約
を結ばないことがある。なお、配置予定の監理（または主任）技術者、現場代理人の途中交代は、下記
に該当する場合を除き原則認めない。

（1） 病気により職務の遂行ができないと判断された場合

（2） 当該技術者等が死亡した場合

（3） 当該技術者等が退職した場合

なお、上記により、技術者等を交代する場合は、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術

者等に係る全ての条件に満足し、かつ、当初の配置予定技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の技術者等のC O R I N S への実績登録については、従事期間および従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。

11 公告および設計図書等に対する質問および回答

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、質問書(様式8)によりF A Xまたは書面で直接持参すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。また、質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において、米原市電子入札システム内に掲載する。

12 非落札理由に対する説明等

- (1) 落札者の決定結果に不服のある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)以内に書面(任意)を持参することにより、市長に対して説明を求めることができる。
- (2) 回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)以内に書面で回答する。

13 予定価格

予定価格は、事後公表する。

14 調査基準価格

調査基準価格は事後公表とし、係数抽出変動型最低制限価格入札は適用しない。

15 入札保証金および契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件について

- (1) 低入札価格調査制度によって調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置する技術者とは別に、同様の要件を満たす技術者を専任でもう1名配置すること。なお、当該技術者は、配置する技術者を補助し、同様の職務を行う。その氏名その他必要事項を配置する技術者と同様の方法により届け出るものとする。
- (2) 契約保証金は、落札価格の10分の3以上とする。
- (3) 低入札価格調査制度に定める様式により、「確約書」を提出すること。
- (4) 着手から完了までの間、施工体制台帳(履行体制)、工事日報、精算内訳書、下請契約書、下請代金の支払い状況等の確認できる資料を提出すること。

17 前金払、中間前金払および部分払

(1) 前金払

保証事業会社の保証があったときは、前金払をすることができる。

(2) 中間前金払

中間前金払をすることができる。中間前金払の取扱いは米原市公共工事中間前金払制度事務取扱要領(平成24年4月1日施行)による。

(3) 部分払

部分払することができる。ただし、米原市契約規則等の定めるところによる。

18 その他必要事項

- (1) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、上記15(2)または16(2)に記載した契約保証金の

納付または履行保証措置を講じた上、10 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
なお、10 日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

なお、米原市議会の議決を得なければならない案件については、本契約に係る議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議決がなされたときに成立するものとする。

- (2) 契約の手續において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 申請書または資料に虚偽の記載をした場合においては、米原市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

申請様式は米原市入札情報公開システム内に添付

以 上